

広島県告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
八) 緑井七丁目 三二（三九） 崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる	広島県広島市安佐南区緑井七丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
次の一図のとおり	表区域示の		
八) 緑井七丁目 三二（三九） 崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる	区域の名称		
次の一図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で行政進災域る条の定令に害等土第表め第_関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。